令和8年度　市町村助成制度状況一覧

R8.10月訂正

NO	市町村名	子ども医療（81）										障害者（80）			ひとり親（90）		
		入院					通院					対象範囲	1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】		対象範囲	1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】	
		1日あたりの自己負担額【月7日限度】【○：自己負担なし】※市町村毎、1医療機関にかかる料金※薬局での自己負担なし					1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】※市町村毎、1医療機関にかかる料金※薬局での自己負担なし						入院	通院		入院	通院
		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末						
	福岡県	○	500円				○	800円	1200円	1600円		・3歳以上中学生までの精神病床入院費用 ・身体障害者・知的障害者・重複障害者・精神障害者(精神病床費用を除く) ※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし	3歳から中学3年生 500円/日 （低所：300円/日） ※月7日限度 高校生（15歳）以上 500円/日 （低所：300円/日） ※月20日限度	500円/月	母子家庭・父子家庭・寡婦者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の年度末まで ※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし	500円/日 ※月7日限度	800円/月
400	北九州市	○	○	○	○	○	○	600円	1200円	1600円	1,600円		○：自己負担なし 精神病床入院費用は18歳の年度末まで自己負担なし	○		小学生～ 18歳の年度末までの子ども○	
500	福岡市	○	○	○	○	○	○	500円（※1）	500円	500円	500円	3歳以上18歳年度末までの精神病床入院費用	○			小学生～ 18歳年度末まで○	小学生～18歳年度末まで 500円/月
003	大牟田市	○	○				○	○	500円								
004	久留米市	○	○				○	○	1000円	1600円		小学生以上対象 ※就学前までは、すべて子ども医療で対応	小学生・中学生入院 ○ 入院高校生以上 500円/日（月10日限度） 低所得者300円/日（月10日限度）			小学生から中学生までの「入院」○	
005	直方市	○	○	500円	500円		○	○	800円（小3まで） 1200円（小6まで）	1600円			○				
006	飯塚市	○	○	500円			○	○	1200円	1200円			○：自己負担なし 精神病床入院費用については、18歳に達する日以後の最初の3/31まで対象で自己負担なし、ただしそれ以上は対象外				
007	田川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		中学生以上 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限)				
008	柳川市	○	○	○	○		○	○	○				3歳～中学生○	3歳～中学生○ 65歳以上○		小中学生○	小中学生○
011	八女市	○	○	○	○		○	○	○	○			入外とも 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学生○			入外とも　小中学生○	
012	筑後市	○	○	○	○	○	○	○	1000円	1000円	1000円		18歳年度末まで○ ※精神病床の費用も対象			18歳年度末まで（子ども）○	
013	大川市	○	○				○	○	○	○				65歳以上○			
014	行橋市	○	500円			500円	○	600円			600円						
015	豊前市	○	○	○	○		○	○	800円								
016	中間市	○	○			○	○	600円		1600円			3歳誕生月の翌月から高校生年齢まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）○			中学生から高校生年齢まで（18歳到達後の最初の3月31日まで）○	
017	小郡市	○	○	○	○	○	○	○	800円	1200円	1600円						
018	筑紫野市	○	○	○	○		○	○	○	○			3歳～中学生○	3歳～中学生○		小中学生○	小中学生○
019	春日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		入外とも　3歳～高校生○ ※精神病床の費用も対象			入外とも　就学後～高校生○	
020	大野城市	○	○	○	○		○	○	○	○			3歳～中学生○	3歳～中学生○		小中学生○	小中学生○
021	宗像市	○	○				○	500円		500円	500円		18歳に達する日以後の最初の3/31まで○			子ども○ （小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者）	子ども500円/月 （小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者）
022	太宰府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1600円			高校生 子ども医療より優先（※8）			高校生 子ども医療より優先（※8）
023	福津市	○	500円				○	600円		1600円							
024	うきは市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		就学前（3歳以上）から18歳に達する日以後の最初の3/31まで○（※4）	就学前（3歳以上）から18歳に達する日以後の最初の3/31まで○		小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者○	小学生から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者○
025	宮若市	○	○	○		○	○	○	1200円		1200円		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○ 高校卒業から65歳未満 一般500円/日(月20日限度) 低所得300円/日（月20日限度） 精神病床入院費用対象外 65歳以上○	小学1年生から65歳未満 500円/月 65歳以上○		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで○	
026	朝倉市	○	○	500円	500円		○	○	1200円	1600円							
027	嘉麻市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○ 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神障がい者の精神病床入院に係る医療費 ※上記以外の重度障がい者医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成			6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども○ ※上記以外のひとり親家庭等医療費助成対象者は従前どおり ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成	
028	みやま市	○	500円/日（月7日限度）				○	600円	800円					65歳以上○			

令和8年度　市町村助成制度状況一覧

R8.10月訂正

NO	市町村名	子ども医療(81) 入院 1日あたりの自己負担額【月7日限度】【〇：自己負担なし】※市町村毎、1医療機関にかかる料金※薬局での自己負担なし 3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	子ども医療(81) 通院 1月あたりの自己負担額【〇：自己負担なし】※市町村毎、1医療機関にかかる料金※薬局での自己負担なし 3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	障害者(80) 対象範囲	障害者(80) 1月あたりの自己負担【〇：自己負担なし】 入院	障害者(80) 通院	ひとり親(90) 対象範囲	ひとり親(90) 1月あたりの自己負担【〇：自己負担なし】 入院	ひとり親(90) 通院
029	糸島市	〇	〇			〇	〇	500円					3歳以上（3歳に達する日の属する日の翌月初日）から高校生世代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇 上記以外 500円/日（月10日上限） 低所得300円/日（月10日上限）			小学生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇	小学生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 500円/月
052	那珂川市	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇			3歳～中学生〇	3歳～中学生〇		小中学生〇	小中学生〇
054	宇美町	〇	〇			〇	〇	〇	500円		500円		中学生まで子ども医療適用 高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇 高校生世代以外 500円/日（月10日限度） 低所得者300円/日（月10日限度）	中学生まで 子ども医療適用		中学生まで子ども医療適用 高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇	中学生まで子ども医療適用 高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 500円/月
055	篠栗町	〇	〇			〇	〇	〇	500円		500円		3歳以上から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇 上記以外 一般500円/日（月10日上限） 低所得300円/日（月10日上限）	3歳以上から就学前〇		小学生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇	小学生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 500円/月
056	志免町	〇	〇			〇	〇	〇	500円		500円		中学生まで子ども医療適用 高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇 高校生卒業以降 500円/日（月10日限度） 低所得者300円/日（月10日限度）	中学生まで子ども医療適用		就学前まで子ども医療適用 小学生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇	就学前まで子ども医療適用 小学生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 500円/月
057	須恵町	〇	〇			〇	〇	〇	500円		500円		3歳以上から中学生まで子ども医療適用 高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇 上記以外 500円/日（月10日限度） 低所得者300円/日（月10日限度）			小学生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇	小学生から高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 500円/月
058	新宮町	〇	〇				〇	〇	500円				〇			就学前 子ども医療適用 小学生以上高校生世代〇 ※上記は子どもの場合	就学前 子ども医療適用 小学生以上高校生世代 500円/月 ※上記は子どもの場合
059	古賀市	〇	〇				〇	〇					6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるものから18歳年度末まで 500円/日（月3500円を上限） 低所得300円/日（月2100円を上限） 精神病床入院費用対象 18歳に達した4月1日以降 500円/日（月10000円を上限） 低所得300円/日（月6000円を上限） 精神病床入院費用対象	6歳に達する日以後の最初の4月1日以後にあるもの 500円/月（上限）			
060	久山町	〇	〇			〇	〇	〇	500円		500円		3歳から高校生世代〇 それ以上 500円/日（月10日上限） 低所得300円/日（月10日上限）	3歳から就学前〇 小学生以上 500円/月		小学生から高校生世代〇	3歳から就業前〇 小学生から高校生世代 500円/月
061	粕屋町	〇	〇			〇	〇	〇	500円		500円		3歳から高校生 子ども医療適用 高校生世代より上入院 500円/日（月10日限度） 低所得者300円/日（月10日限度）			小学生から高校生世代まで〇	小学生から高校生世代まで 500円/月
067	芦屋町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		18歳に達する日以後の最初の3/31まで〇 18歳に達する日以後の最初の3/31までの精神入院費用対象	18歳に達する日以後の最初の3/31まで〇		18歳に達する日以後の最初の3/31まで〇	18歳に達する日以後の最初の3/31まで〇
068	水巻町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		18歳年度末まで〇 18歳年度末までの精神入院費用対象 19歳以上一般 500円/日（月7日上限） 低所得300円/日（月7日上限）	18歳年度末まで〇		18歳年度末まで〇	18歳年度末まで〇
069	岡垣町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	500円				18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで精神入院費用対象			18歳に達する以後の最初の3月31日まで〇	18歳に達する以後の最初の3月31日まで 500円/月
070	遠賀町	〇	〇	〇	〇	500円	〇	〇	〇	〇	1,600円		中学3年まで〇 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで　500円/日（低所：300円/日）※月7日限度 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神入院費用対象	中学3年まで〇		中学3年まで〇	中学3年まで〇
071	小竹町	〇	〇	500円	500円	500円	〇	〇	1200円	1600円	1600円						
072	鞍手町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		高校3年生まで〇 高校3年生までの精神入院費用対象 65歳以上入院 一般500円/日（月10日限度） 低所得300円/日（月10日限度）	高校3年生まで〇		高校3年生まで〇	高校3年生まで〇
075	桂川町	〇	〇	500円			〇	〇	600円	600円			〇 精神障害健康福祉手帳取得による受給者の精神病床への入院は18歳に達する以後の最初の3月31日まで対象 ※小学校就学前の児童は、子ども医療を優先			12歳に達する日以後の最初の4月1日から（12歳の年度末までは子ども医療を優先） 医療機関ごと 500円/日 （月3500円を限度）	12歳に達する日以後の最初の4月1日から（12歳の年度末までは子ども医療を優先） 医療機関ごと 800円/月
096	大刀洗町	〇	〇	500円	500円	500円	〇	〇	1000円	1000円	1000円		18歳年度末 （精神入院：18歳年度末） 500円/日（月7日限度） 低所得300円/日（月7日限度）				
098	大木町	〇	〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇			18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇 中学3年生まで精神入院費用対象	中学3年まで〇		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇	中学3年まで〇
103	広川町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		入外とも　高校生〇			入外とも　高校生〇	
111	香春町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		18歳の年度末までについては子ども医療費適用			18歳の年度末までについては子ども医療費適用	
112	添田町	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで精神入院費用対象			18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇	
114	糸田町	〇	〇	〇	〇	〇 (※5)	〇	〇	〇	〇	〇 (※5)		3歳～18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）〇 精神病床入院費用については、高校3年生まで自己負担なし。			小学校就学後から18歳の年度末までの子ども〇(※6)	

令和8年度　市町村助成制度状況一覧

R8.10月訂正

| NO | 市町村名 | 子ども医療(81) 入院 1日あたりの自己負担額【月7日限度】【〇：自己負担なし】※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし | | | | | 子ども医療(81) 通院 1月あたりの自己負担額【〇：自己負担なし】※市町村毎、1医療機関にかかる料金 ※薬局での自己負担なし | | | | | 障害者(80) 対象範囲 | 障害者(80) 1月あたりの自己負担【〇：自己負担なし】 入院 | 障害者(80) 通院 | ひとり親(90) 対象範囲 | ひとり親(90) 1月あたりの自己負担【〇：自己負担なし】 入院 | ひとり親(90) 通院 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 3歳未満 | 就学前 | 小学生 | 中学生 | 18歳の年度末 | 3歳未満 | 就学前 | 小学生 | 中学生 | 18歳の年度末 | | | | | |
| 115 | 川崎町 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 18歳の年度末まで〇
中学3年生までの精神病床入院費用対象 | | | 18歳の年度末まで〇 | |
| 118 | 大任町 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 18歳年度末まで〇
18歳年度末までの精神入院費用対象 | | | 18歳年度末まで(子ども)〇 | |
| 119 | 赤村 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇
精神入院費用対象 | | | 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇 | |
| 120 | 苅田町 | 〇 | 500円 | | | 500円 | 〇 | 600円 | | | 600円 | | | | | | |
| 125 | 吉富町 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 〇 | | 3歳～中学3年生　〇
中学3年生までの精神入院費用対象

高校生以上一般
500円/日(月10日上限)
低所得300円/日(月10日上限) | | | 18歳年度末までの児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く)〇

父母または養育者〇 | 18歳年度末までの児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く)〇

父母または養育者：800円/月(医療機関ごと) |
| 129 | 筑前町 | 〇 | 〇 | 500円 | 500円 | | 〇 | 〇 | 1200円 | 1600円 | | | | | | | |
| 130 | 東峰村 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇
(※2) | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇
(※2) | | 3歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇(※7) | | | 小学生～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで〇(※7) | |
| 131 | 上毛町 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇
(※3) | 〇 | 〇 | 〇
(※3) | | | | | | | | |
| 132 | 築上町 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 600円
※所得制限なし | | | 身体障害者手帳3級(1050以上)

所得制限あり | 小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで
一般500円/日(月7日限度)
低所得300円/日(月7日限度)
精神病床入院費用対象
(就学前までは子ども医療を使用) | 小学1年生から18歳に達する日の前日の以後の最初の3月31日まで500円 | | | |
| 133 | 福智町 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 18歳の年度末まで〇
18歳の年度末までの精神入院費用対象 | 〇 | | 18歳の年度末まで〇 | |
| 134 | みやこ町 | 〇 | 500円 | | | | 〇 | 600円 | | | | | | | | | |

子ども医療・障害者・ひとり親医療について
(※1)福岡市：3歳児精密検査の場合は、自己負担500円なし。
(※2)東峰村：①ひとり親家庭等医療費助成受給者
②就業している者、婚姻している者
①と②に該当する者は対象外
(※3)上毛町：①医療保険各法の被扶養者でない者(国保被保険者を除く)。
②婚姻している者
①と②に該当する者は対象外
(※4)うきは市：精神障がい者(就学前(3歳以上)～高校生世代以外)は精神病床への入院は対象外
(※5)糸田町：重度障害者・ひとり親家庭等医療証保持者は子ども医療の対象外
(※6)糸田町：重度障害者医療証保持者はひとり親家庭等医療の対象外
(※7)東峰村：令和7年4月診療分から遡及
(※8)太宰府市：令和7年10月診療分から適用
「空欄」については福岡県に準じる。